デジタルハリウッド大学 学術研究倫理に係るガイドライン

〔制定 平 22. 5. 13〕〔改訂 平 28. 3. 15〕デジタルハリウッド大学

1 趣旨

研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等による事 実、データを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイディア等に基づく新たな知見 を創造し、知の体系を構築していく行為である。

研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、研究者コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。科学研究による人類共通の知的資産の構築が健全に行われるには、研究活動に対する研究者の誠実さを前提とした、研究者間相互の吟味・批判によって成り立つチェックシステムが不可欠である。研究成果の発表は、このチェックシステムへの参入の意味を持つものである。

それゆえ、デジタルハリウッド大学(以下「本学」という。)では、本学で学術研究 活動に携わるすべての者が、本学における学術研究・科学技術に対する信頼を高め、良 心に従って誠実に行動することを目的として、本ガイドラインを定める。

2 対象

- ・ 本ガイドラインは、大学及び研究活動を行う本学の教職員その他研究費又は本学の施設 若しくは設備を利用して研究活動を行うすべての者を対象とする。
- ・ 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程 における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。

3 大学の責務

- ・ 本学は、研究者の研究倫理に係る意識を高め、研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いに係る不正行為を防止するため、必要な措置を講じる。
- ・ 本学は、研究者による研究活動に適正さを欠く行為が認められた場合、迅速かつ適切に 解決に当たり、原因の究明を行った上で厳格かつ適切な措置を講じ、常に研究体制の改 善を図る。具体的な措置は、「デジタルハリウッド大学 研究活動における不正行為へ の対応等に関する規程」において定める。

4 研究者の責務

(1) 基本的事項

(科学者の行動指針)

・ 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、誠実 に判断し、行動する。

(不正行為の禁止)

- ・ 研究者は、研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、研究・調査データの記録保存の厳正な取扱いを徹底する。ねつ造、改ざん、盗用等の特定不正行為のみならず、二重投稿、不適切なオーサーシップ等の不正行為を行わず、又はこれに加担しない。
- ・ 研究を指導する立場にある研究者は、研究活動に関する不正が起きないよう、指揮下に ある研究活動及び研究者の管理を適切に行う。
- ・ 研究者は、不正な行為が行われていることを知ったときは、メディアサイエンス研究所 に報告を行い、その改善に努める。

(不正使用の禁止)

・ 科学者は、研究費の使用等にあたっては、他の用途への使用、使用条件に違反した使用 などの 不正をしない。

(法令等の遵守)

・ 科学者は、研究の実施にあたっては、法令や関係規則等を遵守し、研究関係者の人権 を尊重する。

(利益相反の禁止)

- ・ 研究者は、本学で定める利益相反に関する規則に則り、利益相反による弊害が生じないよう努める。
- ・ 研究者は、学生と共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないよう十分な配 慮をしなければならない。

(2) 研究情報等及び研究に関する装置等の管理

- ・ 研究者は、研究成果が再現できるよう必要なデータや試資料等を、可能な範囲内で適切 に保存、管理する。
- ・ 研究者は、研究のために取得した試資料及び研究情報等について、不正な行為又は不注 意等によって外部に漏えいすることのないよう管理する。

5. 研究成果の適切な公表

・ 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、 共同研究など産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合 は、その限りではない。

- ・ 研究者は、研究成果の公表に際しては、データや論拠の信頼性の確保に十分留意し、つ ねに公正かつ適切な引用を行うよう努める。
- ・ 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に 十分な貢献をしたと認められる場合に、代表研究者と協議の上で、適切な権利を認めら れる。
- ・ 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見である ことに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- ・ 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知 的財産を侵害してはならない。

6. 他者の業績評価

- ・ 研究者は、他者の研究論文等の査読その他研究業績の評価を行うときは、被評価者に対して予断を持つことなく、当該評価の評価基準等及び自己の知見に基づき適切に評価を 行う。
- ・ 研究者は、研究業績の評価に関わり得られた情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は 不当な目的に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければな らない。

7. 個人情報等の保護

・ 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、不当な目的に利用してはならない。

8. ハラスメントの禁止

・ 研究者は、研究活動を推進するにあたり、本学におけるハラスメント防止に関する規則 に則り、人権に係るいかなるハラスメントも行ってはならない。

以上